

協力金額の判定方法(まん延防止等重点措置区域を除く県域)

国資料に基づき作成

中小企業が

<飲食業>
資本金等の額が5,000万円以下の会社
又は
常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
(※)

<カラオケなどのサービス業>
資本金等の額が5,000万円以下の会社
又は
常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
(※)

**前年又は前々年の4・5月の
飲食部門における1日当たりの売上が
以下のどれに当たるか**

- ① : 8.3333万円以下
- ② : 8.3333万円超～25万円以下
- ③ : 25万円超

はい

③

**前年又は前々年4・5月の
飲食部門における1日当たりの
売上が、今年4・5月の1日当たり
売上がと比較して、
減少額が18.75万円以下か**

はい

いいえ

いいえ

1日あたり協力金額

添付書類

①

2.5万円/日
【売上高方式】

・誓約書
・営業許可証の写し
など

1店舗当たり1日の売上が8.3333万円以下の場合、
売上がを証明する書類の提出は不要です
(事業者の約7割の方はこちらに該当すると思われます)

②

売上高に応じて
2.5～7.5万円/日
【売上高方式】

・誓約書
・営業許可証の写し
・確定申告書の写し
・対象月の前年又は
前々年の売上に係
る売上帳等の写し
など

はい

7.5万円/日
【売上高方式】

いいえ

売上高減少に応じて
7.5～20万円/日
【売上高減少額方式】

・誓約書
・営業許可証の写し
・確定申告書の写し
・対象月及びその前
年又は前々年の売
上に係る売上帳等
の写し
など

売上高減少に応じて
0～20万円/日
【売上高減少額方式】

など

(※) 「常時使用する従業員」には以下の者を含まない。

- ①会社役員及び個人事業主本人
- ②日々雇い入れられる者 (1か月を超えて引き続き使用された場合はカウントする)
- ③2か月以内の期間を定めて使用される者 (契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合はカウントする)
- ④季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者 (契約で定めた期間を超えて引き続き使用された場合はカウントする)
- ⑤試の使用期間中の者 (14日を超えて引き続き使用された場合はカウントする)